

大津市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、排出事業者に対し県外産業廃棄物の市内への運搬又は市内での処分（以下「市内処分等」という。）について事前協議等の必要な指導を行うことにより、県外産業廃棄物の適正な処理を促進し、もって本市の生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 排出事業者 自らの事業活動に伴って産業廃棄物を排出する者（法第12条第5項に規定する中間処理業者を含む。）をいう。
- (3) 排出事業場 工場、工事現場その他の産業廃棄物を排出する事業活動の用に供される施設をいう。
- (4) 県外産業廃棄物 産業廃棄物のうち滋賀県外の排出事業場から排出される産業廃棄物をいう。
- (5) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設その他の産業廃棄物の処理施設（産業廃棄物の積替え又は保管に係る施設を除く。）をいう。
- (6) 処理業者 市内で産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことについて、法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定により許可を受けた者をいう。
- (7) 処分業者 処理業者のうち市内に産業廃棄物処理施設を設置している者をいう。

(協議書の提出)

第3条 排出事業者は、新たに県外産業廃棄物（滋賀県内で中間処理されたものを除く。）の市内での最終処分（当該最終処分を行う産業廃棄物処理施設への運搬を含む。以下同じ。）を他の者に委託し、又は自ら行おうとするときは、その15日前までに、排出事業場ごとに、次に掲げる事項を記載した協議書（様式第1号）正副2部を市長に提出するものとする。ただし、排出事業者が排出する日において、その日が属する年度の当該排出事業場に係る排出予定量が200トン未満である場合にあつては、この限りでない。

- (1) 排出事業者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあつては代表者の氏名

- (2) 排出事業場の名称及び所在地並びに建設工事現場である排出事業場にあつては工事発注者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあつては代表者の氏名
- (3) 産業廃棄物管理責任者（第8条第3項に規定する産業廃棄物管理責任者をいう。以下同じ。）の氏名
- (4) 産業廃棄物の種類及び数量並びに石綿を含有する産業廃棄物の有無
- (5) 市内での最終処分を他の者に委託しようとする場合にあつては受託者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあつては代表者の氏名並びに委託しようとする期間、自ら行おうとする場合にあつてはその期間
- (6) 最終処分を行う産業廃棄物処理施設の名称及び所在地並びに産業廃棄物の処分の方法
- (7) 市内で最終処分を行おうとする理由

2 排出事業者は、新たに滋賀県内で中間処理を行う県外産業廃棄物の市内での最終処分を他の者に委託し、又は自ら行おうとするときは、中間処理を委託し、又は自ら行おうとする15日前までに、排出事業場ごとに、次に掲げる事項を記載した協議書（様式第2号）正副2部を市長に提出するものとする。ただし、排出事業者が排出する日において、その日が属する年度の当該排出事業場に係る県内中間処理予定量が200トン未満である場合にあつては、この限りでない。

- (1) 排出事業者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあつては代表者の氏名
- (2) 排出事業場の名称及び所在地並びに建設工事現場である排出事業場にあつては工事発注者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあつては代表者の氏名
- (3) 産業廃棄物管理責任者の氏名
- (4) 産業廃棄物の種類及び数量並びに石綿を含有する産業廃棄物の有無
- (5) 滋賀県内での中間処理を他の者に委託しようとする場合にあつては受託者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては代表者の氏名並びに委託しようとする期間、自ら行おうとする場合にあつてはその期間
- (6) 中間処理を行う産業廃棄物処理施設の名称及び所在地並びに産業廃棄物の処分の方法
- (7) 滋賀県内で中間処理を行おうとする理由
- (8) 最終処分を行う産業廃棄物処理施設の名称及び所在地並びに産業廃棄物の処分の方法
- (9) 市内で最終処分を行おうとする理由

3 排出事業者は、前2項の協議書（以下「協議書」という。）に次に掲げる書面を添付するものとする

る。

- (1) 市内で最終処分を行うに当たって法令及びこの要綱による行政指導に従う旨の誓約書（様式第3号）
- (2) 滋賀県内での中間処理又は市内での最終処分を他の者に委託しようとする場合にあっては、委託契約書の写し及び受託者の産業廃棄物処理業の許可証の写し
- (3) 産業廃棄物の発生工程を明らかにする書面
- (4) 産業廃棄物が有害物質（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）別表第5の下欄に掲げる物質をいう。）を含む場合にあっては、協議書を提出しようとする日前6か月以内に実施した当該有害物質に係る溶出試験又は含有試験の結果を記載した書面
- (5) その他市長が必要と認める書類及び図面
(届出書の提出)

第4条 排出事業者は、新たに県外産業廃棄物の市内での中間処理（中間処理後のものを市外へ搬出する場合又は中間処理後のものの全量が再生利用される場合に限るものとし、当該中間処理を行う施設への運搬及び当該施設からの運搬を含む。以下この条において同じ。）を他の者に委託し、又は自ら行おうとするときは、あらかじめ、排出事業場ごとに、次に掲げる事項を記載した届出書（様式第4号。以下「届出書」という。）正副2部を市長に提出するものとする。ただし、排出事業者が排出する日において、その日が属する年度の当該排出事業場に係る市内中間処理予定量が200トン未満である場合にあっては、この限りでない。

- (1) 排出事業者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 排出事業場の名称及び所在地並びに建設工事現場である排出事業場にあっては工事発注者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 産業廃棄物管理責任者の氏名
- (4) 産業廃棄物の種類及び数量並びに石綿を含有する産業廃棄物の有無
- (5) 市内での中間処理を他の者に委託しようとする場合にあっては受託者の氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあっては代表者の氏名並びに委託しようとする期間、自ら行おうとする場合にあってはその期間
- (6) 中間処理を行う産業廃棄物処理施設の名称及び所在地並びに産業廃棄物の処分の方法

- (7) 市内で中間処理を行おうとする理由
- 2 排出事業者は、届出書に次に掲げる書面を添付するものとする。
 - (1) 市内で中間処理を行うに当たって法令及びこの要綱による行政指導に従う旨の誓約書（様式第3号）
 - (2) 中間処理を他の者に委託しようとする場合にあつては、委託契約書の写し及び受託者の産業廃棄物処理業の許可証の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類及び図面
- 3 排出事業者から委託を受け、又は自ら市内で県外産業廃棄物の全量を再生利用するための中間処理を行う者が、次の各号のいずれかに掲げる者に該当する場合は、第1項の規定は適用しない。
 - (1) 法第15条の4の2第1項の規定による環境大臣の認定を受けた者
 - (2) 法第20条の2第1項の規定による滋賀県知事の登録を受けた者
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第10条の3第2号の規定による市長の指定を受けた者

（通知書の交付）

第5条 市長は、協議書の提出があつた場合には、その内容を審査し、必要に応じて指導を行った上、この要綱の目的に照らして支障がないと認められるときは、その旨を記載した通知書（以下「通知書」という。）を協議書を提出した排出事業者に交付するものとする。

- 2 市長は、届出書の提出があつたときは、受理印を押印し、かつ、受理番号を記載した副本を排出事業者に戻すものとする。

（変更協議書の提出等）

第6条 通知書の交付を受けた排出事業者は、第3条第1項第4号から第6号まで又は同条第2項第4号から第6号まで若しくは第8号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更をしようとする日の15日前までに、その旨を記載した変更協議書（様式第5号。以下「変更協議書」という。）正副2部を市長に提出するものとする。

- 2 届出書を受理された排出事業者は、第4条第1項第4号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめその旨を記載した変更届出書（様式第6号。以下「変更届出書」という。）正副2部を市長に提出するものとする。

- 3 前条の規定は、第1項又は前項の規定による変更協議書又は変更届出書が提出された場合について

準用する。

- 4 通知書の交付を受け、又は届出書を受理された排出事業者は、第3条第1項第1号から第3号まで、同条第2項第1号から第3号まで又は第4条第1項第1号から第3号までに掲げる事項を変更したときは、変更の日から10日以内にその旨を記載した届出書（様式第7号）正副2部を市長に提出するものとする。

（産業廃棄物管理票等による管理等）

第7条 通知書の交付を受け、又は届出書を受理された排出事業者は、県外産業廃棄物の市内処分等を他の者に委託し、又は自ら行うに当たっては、法第12条の3に規定する産業廃棄物管理票（以下「産業廃棄物管理票」という。）を作成し、県外産業廃棄物の種類及び数量の適正な管理並びに適正な処理の確認を行うものとする。この場合において、産業廃棄物管理票には通知書の日付及び番号又は届出書の受理日及び受理番号を記載するものとする。

- 2 排出事業者は、県外産業廃棄物の市内処分等を他の者に委託するに当たっては、通知書の写し又は届出書の副本の写しを受託者に交付するものとする。

（帳簿の記載等）

第8条 通知書の交付を受け、又は届出書を受理された排出事業者は、県外産業廃棄物の市内処分等を他の者に委託し、又は自ら行うに当たっては、排出事業場ごとに帳簿を備え、規則第8条の5第1項各号に掲げる事項を記載するものとする。この場合において、法第12条第13項又は法第12条の2第14項において準用する法第7条第15項の規定により帳簿の記載を義務付けられている事業者にあつては、これをもって前段の帳簿の記載とみなす。

- 2 排出事業者は、前項に規定する帳簿を1年ごとに閉鎖し、その後、5年間保存するものとする。
- 3 排出事業者は、産業廃棄物管理票及び第1項に規定する帳簿を適正に管理するため、排出事業場ごとに産業廃棄物管理責任者を置くものとする。

（排出事業者の実績報告）

第9条 通知書の交付を受け、又は届出書を受理された排出事業者は、県外産業廃棄物の市内処分等を他の者に委託し、又は自ら行った場合には、毎年6月30日までに、前年度の処分実績を記載した実績報告書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（現地調査等）

第10条 市長は、県外産業廃棄物の適正処理のために必要があると認めるときは、県外産業廃棄物を

排出した排出事業場等の現地調査を実施するものとする。

- 2 市長は、県外産業廃棄物の適正処理のため必要があると認めるときは、県外産業廃棄物を排出した排出事業場を管轄する都道府県知事又は保健所を設置する市の長に対し、排出事業者等に対する指導を要請するものとする。
- 3 市長は、県外産業廃棄物の適正処理のため必要があると認めるときは、産業廃棄物管理票及び第8条第1項に規定する帳簿の記載事項について、産業廃棄物管理責任者に報告を求めるものとする。
- 4 市長は、県外産業廃棄物の処理の状況を確認するため、関係機関の協力を得て必要な措置を講ずるものとする。

(処理業者の確認)

第11条 処理業者は、県外産業廃棄物の市内処分等の委託を受けるに当たっては、事前に法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の規定による許可を受けている事業の範囲内で適正に処理できるものであることを確認するものとする。

(処理業者の処理)

第12条 処理業者は、県外産業廃棄物の市内処分等の委託を受けた場合は、排出事業者から通知書の写し又は届出書の副本の写しの交付を受けるものとし、当該交付を受けた後に市内処分等を行うものとする。

- 2 処理業者は、市内処分等を行うに当たっては、産業廃棄物管理票により県外産業廃棄物の種類及び数量の適正な管理を行うものとする。
- 3 処理業者は、第1項の規定により交付を受けた通知書の写し又は届出書の副本の写しを委託期間満了後2年間保存するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年4月1日以後に新たに市内処分等を行う県外産業廃棄物について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。